

特定非営利活動法人日本火山学会定期大会及び学術講演会等開催細則

(2014年11月3日制定, 2019年9月24日修正)

1. この細則は、火山学に関する定期大会及び学術講演会等の開催に適用する。
2. 火山学に関する定期大会及び学術講演会等は、年度ごとに実施する。特別の事情がない限り秋季に実施する。この秋季に実施する定期大会及び学術講演会等を、秋季大会と称する。
3. 秋季大会の企画運営は、大会委員会が所掌する。
4. 大会委員会は、秋季大会の開催計画案を公募・審査の上、理事会に提案し、理事会で承認する。開催計画案は、開催日程、開催地及び実行委員長から構成される。
5. 大会委員会は、秋季大会の企画運営のため、小委員会として「秋季大会実行委員会」を大会委員会の下に設置する。秋季大会実行委員会は開催地の担当者等で構成される。
5. 1 秋季大会実行委員会は、各年度の秋季大会ごとに設置する。秋季大会実行委員会は、開催計画案の承認時に発足し、開催年度末で解散する。
5. 2 大会委員長は、実行委員会委員長および委員を指名する。
6. 秋季大会は、一連の日程で実施される学術講演会及び関連する行事から構成される。

附則

秋季大会の開催計画案の公募は、2018年秋季大会分より実施する。

この細則は、2014年11月3日より実施する。

この細則の変更は、理事会が承認する。